

なかの長寿ふれあい食堂推進事業の実施について

地域団体による高齢者等の会食や交流を支援するため、なかの長寿ふれあい食堂推進事業を創設することとしたので、以下のとおり実施する。

1 事業の概要

(1) 事業名称

なかの長寿ふれあい食堂推進事業

(2) 目的

地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる場の提供を行う団体に対し、経費の一部を補助することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図る。

(3) 事業方式

東京都の「TOKYO 長寿ふれあい食堂推進事業」の補助制度を利用し、長寿ふれあい食堂を開設・運営する事業の経費の一部を補助する。

(4) 主な補助要件

- ① 参加者が概ね10名以上の高齢者（65歳以上）対象の会食事業を原則月1回以上実施していること。
- ② 中野区が開催又は関与する地域ケア会議や、生活支援体制整備事業の協議体等、高齢者支援に関わる他の関係機関等との連絡会への参加に努めていること。
- ③ 地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる機関と連携して参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげるよう努めていること。

(5) 対象となる取組

① 会食事業の実施に係る補助（参加者の規模別に補助額を設定）

会食1回あたりの参加者数	補助上限額
10人以下	10,000円×実施回数 ※年度内240,000円上限
11人以上20人以下	20,000円×実施回数 ※年度内480,000円上限
21人以上30人以下	30,000円×実施回数 ※年度内720,000円上限
31人以上	40,000円×実施回数 ※年度内960,000円上限

② 加算について

会食事業に付帯して高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催や多世代交流機会の確保など、高齢者の孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組を実施する場合は、補助の加算を行う。

2 周知方法等

区報及び区ホームページに掲載

なお、今後中野区社会福祉協議会に情報提供を行うほか、区民活動センター等で活動する地域団体の情報収集を行い、要件に該当する団体へ制度の活用を呼びかける。

3 今後の予定

令和8年 5月	補助団体向け説明会の開催
令和8年 6月	交付申請書類受付開始
令和8年 7月	各団体へ補助金交付（概算払）
令和9年 3月	各団体からの実績報告
令和9年 4月	補助額の確定・精算